

■ リーガルパーク活動の1年

一般社団法人リーガルパーク

これからの活動目標とその指針について

理事 黒羽 倫子

1 法教育関連活動に特化したリーガルパークは、平成22年11月、國學院大學法科大学院教授の今井秀智弁護士が呼びかけ、教員出身の松宮徹郎ら若手弁護士や、出版関係者など様々な業種の方が集まって設立された民間団体である。これまで法教育に関する活動が、弁護士会や法務省、公益社団法人などの公的機関を中心に行われていたため、民間団体であるがゆえにそれだけで不審がられたり、存在自体を疑問視する向きもあったが、それでもこの1年間、様々なところに顔を出し、幅広く活動したため、良しも悪しも「リーガルパーク」の名称が認知されてきたことは大変喜ばしい。

リーガルパークのこの1年間の活動内容は、毎月1回ペースの勉強会をはじめ、弁護士会・都内の学校に対する法教育に関するアンケート、小・中・高校、大学における法教育授業（模擬裁判員裁判授業）の実施、法科大学院生による中学校での法教育授業の企画とサポート、一般人・企業向けセミナーの企画、法教育関連の文献や論文の収集・整理、法教育検定（3級）の実施まで多岐に及ぶ。

このうち、弁護士会へのアンケートや「法教育検定」などは、たとえば単位弁護士会ではおそらく実施することに漕ぎ着けなかったか、たとえ漕ぎ着けても大変な根回しと時間を要したと思われ、民間団体でなければなしえなかったものと思う。批判を批判として真

摯に受け止めるのは当然として、民間団体というのは、フットワークが軽く、機動性がとても高いというメリットがある。今後、欧米諸国のように、我が国においても法教育事業に携わる民間団体が増え、関係各所と連携がとれる体制が築かれることに期待したい。

2 私は、この1年、法教育関連の各学会やシンポジウム、講演会等に可能な限り参加したが、各種イベントの開催件数の増加傾向に現れているように、裁判員裁判制度の導入と学習指導要領の改正と相俟って、法教育の普及と発展の機運は、まさにうなぎのぼりである。しかしその一方で、解決しなければならない問題もある。

(1) まず、「法教育」の定義が分かりづらく、しかも必ずしも法教育現場の実態に適合していないため、これが今後の法教育普及・発展の足枷になってくるのではないかと懸念である。法教育を施すべき対象者は、これまでの一般的な定義によれば、「法律専門家ではない一般の人々」とであるとされているが、法律専門家も含めた「すべての人々」を対象とすべきではないだろうか。日本の学校教育において、法教育の機会が著しく少なかったことは誰もが承知しているところであるが、「法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」がなされなければならないのは、大学の法学部または法科大学院においても同

LEGAL PARK

様であろう。法律を勉強したという者をあえて法教育の射程から外す必要はない。もとより、弁護士を始めとする法律実務家も、日常扱っている案件処理において、法教育の究極の目的である法や司法制度の意義や価値を理解し、個人の尊厳を目指して実践しているのか、日々検証を怠ってはならないはずである。

- (2) また、弁護士などの法律実務家が法律に関する授業を行えば、それが法教育となる、というのも甚だしい誤解である。法教育授業を経験したという弁護士でさえ、法教育の意義や位置づけを理解していないものもいる。ところが、学校現場では、外部から弁護士が(それも多忙で、かつ社会的に高い地位にあると認められている弁護士が)、学校にわざわざ授業に来てくれているということだけでありがたく思えという雰囲気が漂っており、弁護士が行おうとする授業に対し正面から意見し、また行った授業を批判できる教員はほとんどいない。弁護士側にも授業をしてあげているという傲慢さがないでもない。

國學院大學法科大学院の「学生による法教育授業」を企画し、現職の教員と打ち合わせを行ったが、教員が教育の視点から学生たちに様々な指導やアドバイスをしていたのがとても印象深く、その一言ひとことが勉強になったとリーガルパーク代表理事の今井弁護士が言っている。打ち合わせの相手方が弁護士ではなく学生であるため、いわば「教育実習生」に対する指導に近く、教員も臆することがなかったのであろうが、今井弁護士でさえ(いや、彼こそか?)、学校教員から敬遠されている弁護士の最たるものであったのである。弁護士は教育のことを聞く耳を持ってないし、

教員も聞く耳を持たない弁護士には何も話さないのである。

以上のように、まずは法教育の対象から法律専門家を省くのではなく、「すべての人々」を対象として法や司法制度の意義や価値を説き、また、法教育を実施する者は、「法律」だけでなく「教育」についても深い理解をもち、弁護士を始めとする法律専門家こそが教育現場にアプローチしていくことである。代表理事今井は、昨年4月、中学校の社会科教員免許を取得するため、玉川大学通信教育部に入学し、教育学や教育原理の勉強を始めたが、これもその実践の一つである。

- 3 さて、これからのリーガルパークの活動目的と指針を考えてみることにしたい。

まず、私たちの活動目的を標語的に表せば、「**私民から市民へ**」ということになる。そして活動指針は、大きく分けて、①法教育実施担当者の「人材養成」と、②法教育事業の「財政基盤の確保」の2点である(むろん、現時点での考えなので、今後、状況に相応して、当然変化し、昇華していくものであることはご容赦願いたい)。

- (1) まず1つめの「人材養成」に関しては、法教育の担い手を弁護士(法律専門家)か、教員か、そのいずれかに固定する必要はなく、その両方の資質と技能を持つ人材が養成されることである。昨年の「実録!法教育」でも触れたが、法教育の人材養成の役割を法科大学院にもたせることで、わが国における法科大学院の新たな存在意義を見出したい。具体的には、法科大学院に**法教育教職課程**のような教員養成プログラムを導入することであるが、まずはストリートローの系譜で発展して

きたリーガルクリニック（臨床法学教育）の一環として法教育授業を取り込むことの現実的可能性を探ってみたい。

また、昨年末、若干物議をかもした**法教育検定**も、この人材養成の流れで理解していただきたい。法曹と教員を結ぶ1つの手段となればとの思いから実施してみたが、実施にあたり、あまり意味がない、誰も受験しないなどと否定的な意見もあった。しかしながら、受験者には思いのほか反応はよく、手厳しい意見を含むアンケート結果は、法と教育の初のコラボレーションにふさわしい生の意見の集大成となった。

- (2) 次に、2つ目の「財政基盤の確立」の点である。これだけ重要度と広がりを見せている「法教育」を弁護士や教員が本業の傍らで、ボランティア、奉仕ベースで実施するにはもはや限界がある。ボランティアは時に傲りを生み、自己満足に陥ることを我々は経験している。

弁護士が単発でイベント的に授業を実施するのも、今のような過渡期的には大切かと思うが（やらないよりはやった方がいい）、片手間の弊害は、かえって学校現場を混乱させ、今後、看過しえない事態を招来しかねない。法教育に携わる人々に十分なペイを与え、責任と自覚を持って、恒常的に法教育授業に携わることができる環境整備が必要である。

結局は、国家を動かし、法教育関連の国家予算を組んで学校現場に投下するなどの全体的な財政基盤を考えないといけないと思う。たとえそれが10年、20年先のことになると、今こそ本気で考える必要があるであろ

う。

- 4 以上、リーガルパークというか、私の考えを述べさせていただいたが、法科大学院に法教育教職課程を創設するとか、国家規模での財政基盤を確立させるだとか、あまりにも大袈裟な、戯言のように聞こえるかも知れない。しかし、市民の司法参加が、裁判員制度という形で、今まさに実現した。法曹人口の増加も、法科大学院（ロースクール構想）も、かつてはほんの一部の人が口にしていただけで、まさに夢物語であると思っていたことがどれも実現したのである。

もちろん、先の構想を実現させることが、今後の日本社会にとっていいことなのかどうか、分からないところもある。だからこそ、これからも様々な方と議論し、その構想の是非を検証していきたい。

- 5 最後に、リーガルパークとして活動を始め、僅か1年足らずであるが、多くの方々からの支援と協力を賜った。

そして虹本シリーズⅡ・「実録！模擬裁」を発刊することができるのも、私たちが行う模擬裁判員裁判授業の趣旨に賛同し、スタッフとして参加して頂いた司法書士木村誠先生、深沢成夫・美千子ご夫妻と、その実施の場所を与えてくれた島根県立隠岐高等学校武藤立樹教諭、私立本郷中学校松尾弥生教諭、それに本郷中学校3年生学生有志の皆さんのお陰である。

この場を借りて、深く感謝を申し上げるとともに、まさに欲張りの限りであるが、今後ともさらなる協力をお願いしたい。